

平成20年5月臨時会会議録

平成20年5月15日 木曜日 午前10時00分開会

佐々木 謙 二 議長 町 田 義 昭 副議長

出席議員 (17名)

| | | | | | |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1番 | 竹 田 博 一 | 議員 | 2番 | 鈴 木 悟 司 | 議員 |
| 3番 | 我 妻 昇 | 議員 | 5番 | 谷 口 栄 子 | 議員 |
| 6番 | 蒲 生 光 男 | 議員 | 7番 | 町 田 義 昭 | 議員 |
| 8番 | 安 部 隆 | 議員 | 9番 | 渋 谷 佐 輔 | 議員 |
| 10番 | 高 橋 孝 夫 | 議員 | 11番 | 大 沼 久 | 議員 |
| 12番 | 藤 原 民 夫 | 議員 | 13番 | 鈴 木 良 雄 | 議員 |
| 14番 | 小 関 勝 助 | 議員 | 15番 | 鈴 木 武 次 | 議員 |
| 16番 | 鈴 木 新 助 | 議員 | 17番 | 蒲 生 吉 夫 | 議員 |
| 18番 | 佐々木 謙 二 | 議員 | | | |

欠席議員 (1名)

4番 大道寺 信 議員

+

説明のため出席した者

| | | | |
|---------|----------|---------|---------|
| 内 谷 重 治 | 市 長 | 新 野 潔 | 副 市 長 |
| | 総務課長兼選挙管 | | |
| 飯 澤 常 雄 | 理委員会事務局長 | 平 英 一 | 財 政 課 長 |
| 遠 藤 健 司 | 企画調整課長 | 松 木 英 司 | 税 務 課 長 |
| 浅 野 敏 明 | 市民課長 | 鈴 木 一 則 | 建 設 課 長 |

事務局職員出席者

| | | | |
|---------|--------|---------|-----|
| 松 本 弘 | 議会事務局長 | 小 関 浩 幸 | 補 佐 |
| 五十嵐 恵美子 | 庶務係長 | 塚 田 知 広 | 主 任 |

+

議 事 日 程

平成20年5月15日 木曜日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第50号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、表決)
- 日程第 4 議案第51号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
(“ ”)
- 日程第 5 議案第52号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
て (“ ”)
- 日程第 6 議案第53号 長井市固定資産評価員の選任について (表 決)
- 日程第 7 議会案第5号 長井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑、討論、表決)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

+

+

+

開 会

○佐々木謙二議長 おはようございます。
ただいまから平成20年第2回長井市議会臨時会を開会いたします。

開 議

○佐々木謙二議長 これより本日の会議を開きます。
本日の会議に欠席の通告議員は、4番、大道寺 信議員の1名であります。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。
本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。
なお、この日程につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会にお諮りし、内定を見ておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○佐々木謙二議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。
2番 鈴木 悟 司 議員
3番 我 妻 昇 議員
5番 谷 口 栄 子 議員
以上、3名の方をお願いをいたします。

日程第2 会期の決定

○佐々木謙二議長 次に、日程第2、会期の決定であります。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。これより上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第3 議案第50号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について外2件

○佐々木謙二議長 それでは、日程第3、議案第50号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第5、議案第52号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 おはようございます。

議案第50号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、最近の経済・財政状況等にかんがみ、持続的な経済社会

の活性化を実現いたす等の観点から、寄附金税制等について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、住民税につきましては、まず寄附金税制の拡充を図るものでございまして、新たに県または市の条例等により指定した法人等に対する寄附金が、住民税からの控除対象寄附金となる仕組みを導入いたすものでございます。また、出生地や過去の居住地などに限定せず、すべての地方公共団体に寄附を行った場合、寄附金控除の対象となるいわゆる「ふるさと納税」制度を導入いたすものでございます。

寄附金控除の方法につきましては、所得控除方式から税額控除方式に改め、控除対象限度額を総所得金額等の30%に引き上げ、適用下限額を所得税と同水準の5,000円といたすものでございます。控除率につきましては、条例等で指定された寄附金において適用下限額を超える寄附金について、県、市合わせて10%税額控除がなされ、地方公共団体への寄附金につきましては、さらに特別控除額を上乘せして税額控除を行うものでございます。いずれの寄附金につきましても平成20年1月1日以降に支出されるものについて適用されるものでございます。

金融・証券税制につきましては、配当・譲渡益に係る軽減税率が本年12月末をもって廃止され、平成21年以後は本則税率を適用することとなりますが、貯蓄から投資への流れをより進めるため、特に配当では100万円以下の部分と、譲渡益では500万円以下の部分につきまして、軽減税率の適用を2カ年間延長いたし、新たに配当と株式等譲渡損失等の間での損益通算を認めることといたすものでございます。

住民税の公的年金からの特別徴収制度につきましては、年金から特別徴収されることで年金受給者の方の納付手続に係る負担が軽減されるとともに、収納率の向上につながるものと考え

ており、平成21年10月に支給される年金から実施するものでございます。この仕組みは、既に実施されております介護保険料の特別徴収制度と基本的に同様のものでございます。

なお、公的年金等に係る所得のほか給与所得または給与所得以外の所得を有する方の徴収方法につきましては、給与からの特別徴収による場合や普通徴収の方法によって徴収される場合がございます。

個人住民税からの住宅ローン特別控除につきましては、税源移譲後の所得税額から控除し切れなくなるケースが発生するため、その額を個人住民税から控除する仕組みとして設けられたものでございます。これに伴う市民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出期限は、原則3月15日までとなっておりますが、その後においても提出できるよう所要の改正をいたすものでございます。

肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきましては、肉用牛の増殖対策の一環として設けられたものでございますが、平成22年度分の個人住民税から、年間2,000頭を超える肉用牛を売却した場合には、その超える部分の所得については免税対象から除外いたします。また、飼育牛の品種にかかわらず、一律に売却価格100万円未満の飼育牛を免税対象飼育牛としておりますが、売却価格50万円以上の乳牛を対象範囲から除外することに改めるものでございます。

次に、公益法人制度改革により民法第34条の規定に基づき設置された現行の法人が、内閣総理大臣または都道府県知事から公益性の認定を受け設立される公益社団法人及び公益財団法人と、登記のみによって設立される一般社団法人及び一般財団法人に分類され、本年12月1日から施行されることから、民法第34条の規定により設置された法人、人格のない社団等で資本金の額が明確でないものにつきましても、法人市

民税均等割の最低税率を課することができるよう改めるものでございます。

次に、固定資産税についてでございますが、公益法人制度改革に伴う課税関係につきましては、いずれの類型におきましても平成25年度分まで引き続き非課税といたすものでございます。

さらに、熱損失防止改修等に係る固定資産税の減額措置の創設を行うとともに、非課税等特別措置の新設、拡充及び延長等を行うものでございます。

特別土地保有税につきましては、平成15年度から土地流通に関する税負担を軽減するため、新たな課税を行わず、課税停止の措置がとられておりますが、徴収猶予の根拠規定として実績があるものを除き、削除いたすものでございます。

次に、議案第51号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の改正に伴い、非課税等特別措置の新設、拡充及び延長等を行うものでございます。

最後に、議案第52号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、医療制度の改革等に伴い、所要の改正をいたすものでございます。

改正の主な内容でございますが、後期高齢者医療制度への費用支援のために、後期高齢者支援金等課税額を新たに追加いたすとともに、基礎課税額の均等割額等の見直しを行い、介護納付金課税額を加えた賦課総額の最高限度額を68万円といたすものでございます。

また、本制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者及び制度創設後に75歳に到達される方と同じ世帯に属する国民健康保険の被保険者の方からご負担いただく国民健康保険税の調整がなされるよう、均等割額及び世帯別平等割額に

つきまして、激変緩和措置及び軽減措置等を設けるものでございます。

さらに、介護保険料と同様、平成21年度から厚生年金等の公的年金からの特別徴収制度の導入をいたすとともに、条項番号の見直しや字句の整備を図るためご提案申し上げます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明が終わりました。

これより1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第3、議案第50号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

17番、蒲生吉夫議員。

○17番 蒲生吉夫議員 税務課長にお尋ねいたしますが、丁寧に資料をつくっていただいて、勉強させていただいたんでうんとわかりやすいんですけども、今の市長の説明を聞いていたらこのところはどう理解すればいいんだろうということ、その資料をつくっていただいた中の2ページの4番で、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入と。ここの部分の説明では、介護保険と同様というように市長の説明があったわけですが、ここで言っている①の老齢基礎年金の年額が18万円未満であることというのと、③の介護保険法に規定する特別徴収対象被保険者でない場合ということは、これは普通徴収のことを言ってるんだと思うんですね。すると、普通徴収の場合ですと月額年金額が1万5,000円以下の場合のことを言っているんですね。すると、12カ月で加えると1番目で言っている18万円未満である場合と同じことを言ってるのではないかと思われるんですけども、要するに1番と3番というのは同じこと言ってるんでないでしょうかと、こういうふ

+

うに思うんですが、どうでしょうか。

○佐々木謙二議長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 ご質問にお答えいたしたいと存じます。

ご指摘の2ページ、4番のところの説明のところを見ていただきたいわけですが、③につきましての内容は、ここの含まれる内容でございますが、①のことがダブっております。それから、年度の途中で65歳に到達された方、それから他市から転入された方、また何かの理由で減額というふうなことになった方、このような方が③の中で言っている内容でございます。以上でございます。

○佐々木謙二議長 ほかにご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

+ ○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第51号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第51号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第52号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結し、討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第52号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○佐々木謙二議長 起立多数であります。よって、議案第52号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第6 議案第53号 長井市 固定資産評価員の選任について

○佐々木謙二議長 次に、日程第6、議案第53号 長井市固定資産評価員の選任についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

○内谷重治市長 議案第53号 長井市固定資産評価員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、人事異動に伴い、松木英司税務課長を長井市固定資産評価員に選任いたしたく、ご提案申し上げます。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明が終わりました。

ここで審議の都合上、松木英司税務課長の退席を求めます。

(松木英司税務課長退席)

○佐々木謙二議長 本案は、人事案件でありますので、質疑、討論は省略し、直ちに採決いたします。

それでは、議案第53号の1件について、原案の同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○佐々木謙二議長 起立全員であります。よって、議案第53号は、原案に同意することに決定いたしました。

ここで松木英司税務課長の復席を求めます。

(松木英司税務課長復席)

○佐々木謙二議長 松木英司税務課長に申し上げます。

あなたの長井市固定資産評価員の選任に同意いたしましたので、告知いたします。

日程第7 議会案第5号 長井市 議会委員会条例の一部を改正する 条例の制定について

○佐々木謙二議長 次に、日程第7、議会案第5号 長井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1件を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

高橋孝夫議会運営委員長。

(高橋孝夫議会運営委員長登壇)

○高橋孝夫議会運営委員長 おはようございます。議会案第5号 長井市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、平成20年3月の長井市議会第1回定例会におきまして、長井市課及び室設置条例の一部改正案が議決をされ、本年4月1日から自

立経営対策室が廃止されましたので、委員会条例第2条に規定してある総務・文教常任委員会の所管から自立経営対策室を削除するため、提案するものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○佐々木謙二議長 提案者の説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議会案第5号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議会案第5号は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、議会案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

最後にお諮りいたします。本臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐々木謙二議長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

閉 会

+

+

○佐々木謙二議長 これをもって平成20年第2回
長井市議会臨時会を閉会いたします。
ご協力まことにありがとうございました。

午前10時21分 閉会

会議録署名議員

議 長 佐々木 謙 二

2 番 鈴木 悟 司

3 番 我 妻 昇

5 番 谷 口 栄 子

+

+

+